

保育料の決定に必要な書類 / その他の書類

必要な方			必要な書類		
保育料の決定に必要な書類	父・母の両方	いずれかひとつ	給与収入のみの方	平成21年分源泉徴収票 (手書きのものは社印のあること)	平成二十一年分所得税額確認のため
			税務署で確定申告をされた方	平成21年分確定申告書の控 (税務署受付印のあること)	
源泉徴収票を紛失した方	平成22年度市民税課税証明書 (H22.1.1時点の居住市町村発行／H22.6中旬頃から取得可能)				
(平成21年中に就業されていなかった方など、上記書類の提出が困難な方は面接時にご相談ください。)					
	該当者のみ	平成21年分所得税非課税世帯かつ 平成21年1月1日現在の住民登録が千葉市にない方	平成21年度市民税課税証明書 (平成21年1月1日現在の住民登録がある市町村で発行)	平成二十一年度市民税額確認のため	
その他の書類	該当者のみ	ひとり親世帯の方	戸籍謄本・遺族年金証書の写し・児童扶養手当証書の写しのいずれか (ひとり親であることが分かるもの)		
	該当者のみ	外国籍の方	外国人登録証の写し(表裏)・外国人登録原票記載事項証明書		

◇家庭状況によって、他の書類が必要となる場合もあります。